



金沢市公報

号外第7号の12

平成17年(2005年)3月31日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目 次	ページ
農業委員会規則	
金沢市農業委員会規則の一部を改正する規則 (農業委員会事務局)	1
金沢市農業委員会選挙事務規則の一部を改正 する規則 (")	2
美術工芸大学告示	
金沢美術工芸大学の教員の任期に関する規程 の一部改正について (美術工芸大学)	3
公平委員会規則	
金沢市公平委員会公印規則の一部を改正する 規則 (公平委員会)	3
勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分 の審査に関する規則の一部を改正する規則 (")	3
管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正 する規則 (")	3
公平委員会規程	
勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分 に関する規程の一部改正について(公平委員会)	4
消防本部訓令甲	
金沢市消防機械器具の管理等に関する規程等 の一部を改正する規程 (消防総務課)	5
金沢市 金沢市消防本部訓令甲	
金沢市火災予防査察規程及び金沢市火災予防 違反処理規程の一部を改正する規程 (予 防 課)	6

公営企業管理規程	
金沢市企業局事務決裁規程の一部を改正する 規程 (企業総務課)	8
金沢市企業局職員職名規程の一部を改正する 規程 (")	9
金沢市企業局職員就業規則の一部を改正する 規程 (")	9
企業職員の給与に関する規程の一部を改正す る規程 (")	9
企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関 する規程の一部を改正する規程 (")	9
金沢市企業局会計規程の一部を改正する規程 (")	10
金沢市液化石油ガス供給に関する規程の一部 を改正する規程 (")	11
金沢市ガス工事人の承認等に関する規程及び 金沢市指定給水装置工事事業者規程の一部を 改正する規程 (")	11
金沢都市計画下水道事業受益者負担に関する 条例施行規程の一部を改正する規程 (")	11
公営企業訓令甲	
金沢市上寺津ダム操作規程の一部改正につい て (企業総務課)	14

農 業 委 員 会 規 則

金沢市農業委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

金沢市農業委員会会長 新 保 時 正

金沢市農業委員会規則第1号

金沢市農業委員会規則の一部を改正する規則

金沢市農業委員会規則(昭和36年農業委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

(部会の設置及び所掌事務)

第5条 委員会に農地部会及び農政振興部会を置く。

2 農地部会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 農地法(昭和27年法律第229号)その他の法令により委員会の権限に属する農地、採草放牧地又は薪炭林(以

下「農地等」という。)の利用関係の調整及び自作農の創設維持に関する事項並びに農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)及び特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)により委員会の権限に属する事項

- (2) 土地改良法(昭和24年法律第195号)その他の法令により委員会の権限に属する農地等の交換分合及びこれに附随する事項
- (3) 農地等として利用すべき土地の農業上の利用の確保に関する事項
- (4) 農地等の利用の集積その他農地等の効率的な利用の促進に関する事項

3 農政振興部会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 法人化その他農業経営の合理化に関する事項
- (2) 農業生産、農業経営及び農民生活に関する調査及び研究
- (3) 農業及び農民に関する情報提供
- (4) 農業及び農民に関する事項について意見を公表し、又は他の行政庁に建議すること。
- (5) 法第6条第1項第3号に掲げる事項

第7条中「副部長」の次に「2名」を加える。

第9条第5号を次のように改める。

- (5) 金沢市農業委員会農政振興部会長印

第9条第6号を削り、同条第7号を同条第6号とする。

別表中	金沢市農業委員会農政部 会長印	方22	お	てん書	農政部会長名をもって する文書	事務局長	を
	金沢市農業委員会振興部 会長印	方22	か	てん書	振興部会長名をもって する文書	事務局長	

金沢市農業委員会農政振 興部会長印	方22	お	てん書	農政振興部会長名をもつ てする文書	事務局長	に、	「き」	を
----------------------	-----	---	-----	----------------------	------	----	-----	---

「か」	に、	え	お	か	き	を
		部 委 金 会 員 沢 長 会 市 之 農 農 印 地 業	部 委 金 会 員 沢 長 会 市 之 農 農 印 政 業	部 委 金 会 員 沢 長 会 市 之 振 農 印 興 業	局 委 金 長 員 沢 印 会 市 務 農 農 務 業	

え	お	か	に改める。
部 委 金 会 員 沢 長 会 市 之 農 農 印 地 業	部 員 金 会 員 沢 長 会 市 之 農 農 印 振 農 興 委	局 委 金 長 員 沢 印 会 市 務 農 農 務 業	

附 則

この規則は、平成17年7月20日から施行する。

金沢市農業委員会選挙事務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

金沢市農業委員会会長 新 保 時 正

金沢市農業委員会規則第2号

金沢市農業委員会選挙事務規則の一部を改正する規則

金沢市農業委員会選挙事務規則(昭和36年農業委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第7条中「、農政部会及び振興部会」を「及び農政振興部会」に改める。

附 則

この規則は、平成17年7月20日から施行する。

美術工芸大学告示

金沢美術工芸大学告示第1号

金沢美術工芸大学の教員の任期に関する規程（平成13年美術工芸大学告示第2号）の一部を次のように改正する。

平成17年3月31日

金沢美術工芸大学長 平 野 拓 夫

別表中「5人」を「6人」に改める。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

公平委員会規則

金沢市公平委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

金沢市公平委員会委員長代理 永 山 憲 三

金沢市公平委員会規則第1号

金沢市公平委員会公印規則の一部を改正する規則

金沢市公平委員会公印規則（昭和34年公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表中

総務課長
〃

 を

文書法制課長
文書法制課長

 に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分の審査に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

金沢市公平委員会委員長代理 永 山 憲 三

金沢市公平委員会規則第2号

勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分の審査に関する規則の一部を改正する規則

勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分の審査に関する規則（昭和27年公平委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第8条第7項」を「第8条第8項」に改める。

第21条第2項中「3月」を「6月」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

金沢市公平委員会委員長代理 永 山 憲 三

金沢市公平委員会規則第3号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表市長の事務部局の項から公平委員会事務局の項までを次のように改める。

市長の事務部局	局長、担当局長、市立病院長、市立病院副院長、美術工芸大学学長、所長（保育所（中村町保育所を除く。）の所長を除く。）、担当所長、中央卸売市場長、事務局長、技監、部長、担当部長、次長（東京事務所次長を除く。）、担当次長、室長（市立病院の室長を除く。）、場長、課長、担当課長、館長、園長、事務局次長、事務局担当次長、駅西福祉健康センター医長、美術工芸大学評議員、市立病院の診療部長、診療部副部長（相当する科長及び医長を含む。）、中央診療部長、中央診療部副部長及び薬剤部長、秘書、職員課長補佐、職員課担当課長補佐（職員の人事に係る事務を分掌する者に限る。）、財政課長補佐、財政課担当課長補佐、環境総務課長補佐、環境総務課担当課長補佐（庶務の事務を総括する者に限る。）、文書法制課主査（公平委員会の事務部局の書記を兼ねる者に限る。）、職員課主査（職員の人事に係る事務を分掌する者に限る。）
教育委員会の事務部局	教育長、部長、総括施設長、担当部長、課長、担当課長、館長（玉川図書館近世史料館長を除く。）、所長、担当所長、主席指導主事、管理主事、教育総務課長補佐、教育総務課担当課長補佐（庶務の事務を総括する者に限る。）、学校職員課担当課長補佐、学校職員課主査（教職員の人事に係る事務を分掌する者に限る。）、市立工業高等学校の校長、教頭及び事務局長、小学校及び中学校の校長及び教頭
公平委員会の事務部局	書記

別表の備考第1項中「公平委員会事務局」を「公平委員会の事務部局」に改め、同備考第2項中「市長事務局」を「市長の事務部局」に、「部長」、「担当部長」を「局長」、「担当局長」に、「局長」を「部長」、「担当部長」に、「担当室長」、「場長」、「担当場長」を「場長」に、「部長、担当部長」を「局長、担当局長」に、「局長」を「部長、担当部長」に、「担当室長、場長、担当場長」を「場長」に、「園長」を「館長、園長」に改め、同備考第3項中「教育次長」、「部長」を「部長」に、「担当次長」、「館長」、「担当館長」、「課長」、「担当課長」を「担当部長」、「課長」、「担当課長」、「館長」に、「担当所長」及び「室長」を「及び担当所長」に、「教育次長、部長」を「部長」に、「担当次長、館長、担当館長、課長、担当課長」を「担当部長、課長、担当課長、館長」に、「担当所長及び室長」を「及び担当所長」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

公平委員会規程

金沢市公平委員会規程第1号

勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に関する規程（昭和49年公平委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

平成17年3月31日

金沢市公平委員会委員長代理 永 山 憲 三

様式第9号中

2 却下の理由

を

2 却下の理由

(ここには、この通知に不服がある場合の救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記入すること。)

に改める。

様式第25号中

委員 印

を

委員 印

(ここには、処分者が行った不服申立人に対する処分について公平委員会が当該処分を承認し、又は修正する場合においては、当該不服申立人への教示事項として、この裁決書(決定書)に不服がある場合の救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記入すること。)

に改める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

消 防 本 部 訓 令 甲

金沢市消防本部訓令甲第1号

消 防 本 部
消 防 署

金沢市消防機械器具の管理等に関する規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年3月31日

金沢市消防長 大 浦 春 賢

金沢市消防機械器具の管理等に関する規程等の一部を改正する規程

(金沢市消防機械器具の管理等に関する規程の一部改正)

第1条 金沢市消防機械器具の管理等に関する規程(昭和43年消防本部訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「消防本部長(以下「本部長」という。)」を「消防長」に改める。

第5条第2項、第21条、第26条及び第27条中「本部長」を「消防長」に改める。

様式第5号及び様式第6号中「消防本部長様」を「消防長様」に改める。

(金沢市消防警戒区域立入許可証に関する規程の一部改正)

第2条 金沢市消防警戒区域立入許可証に関する規程(昭和43年消防本部訓令甲第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「消防本部長(以下「本部長」という。)」を「消防長」に改める。

第3条及び第4条中「本部長」を「消防長」に改める。

様式第1号及び様式第2号中「金沢市消防本部長」を「金沢市消防長」に改める。

(金沢市消防職員職名規程の一部改正)

第3条 金沢市消防職員職名規程(昭和63年消防本部訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「部長」を「消防長」に改め、同条第2項中「部、課、署」を「消防本部、課、消防署」に改める。

(金沢市消防本部警防規程の一部改正)

第4条 金沢市消防本部警防規程(平成4年消防本部訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「消防本部長(以下「本部長」という。)」を「消防長」に改める。

第11条第1項、第14条第2号、第17条第2項、第25条第1項中「本部長」を「消防長」に改める。

第26条第2項中「、本部長」を「、消防長」に改める。

第36条、第42条第1項、第64条、第69条、第72条、第73条、第76条、第78条第2項、第79条、第80条第2項、第81条、第83条、第85条、第86条、第88条第1項第4号、第94条及び第99条中「本部長」を「消防長」に改める。

様式第5号中「消防本部長」を「消防長」に改める。

(金沢市消防署の組織に関する規程の一部改正)

第5条 金沢市消防署の組織に関する規程(平成8年消防本部訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「消防本部長」を「消防長」に改める。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

金 沢 市 訓 令 甲
金沢市消防本部

金 沢 市 訓令甲第1号
金沢市消防本部

消 防 本 部
消 防 署

金沢市火災予防査察規程及び金沢市火災予防違反処理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年3月31日

金 沢 市 長 山 出 保
金沢市消防長 大 浦 春 賢

金沢市火災予防査察規程及び金沢市火災予防違反処理規程の一部を改正する規程

(金沢市火災予防査察規程の一部改正)

第1条 金沢市火災予防査察規程(昭和58年金沢市訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。
金沢市消防本部

様式第2号及び様式第4号中

「この処分に不服がある場合は、処分を受けたことを知った日の翌日から起算して60日以内に(金沢市消防長・金沢市長)に対し、(審査請求・異議申立て)をすることができます。」を

「この処分に不服がある場合は、処分を受けたことを知った日の翌日から起算して60日以内に(消防長・市長)に対して(審査請求・異議申立て)をすることができます。
また、処分の取消しの訴えは、この処分を受けたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。
ただし、(審査請求・異議申立て)をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その(審査請求・異議申立て)に対する(裁決・決定)の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。」に改める。

(金沢市火災予防違反処理規程の一部改正)

第2条 金沢市火災予防違反処理規程(平成14年金沢市訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。
金沢市消防本部

様式第6号中

「この処分に不服がある場合は、(この処分を受けた日・この処分があったことを知った日)の翌日から起算して(30日・60日)以内に(金沢市消防長・金沢市長)に対し、(審査請求・異議申立て)をすることができます。」

「この処分に不服がある場合は、(この処分を受けた日・この処分があったことを知った日)の翌日から起算して(30日・60日)以内に(消防長・市長)に対して(審査請求・異議申立て)をすることができます。」

また、処分の取消しの訴えは、(この処分を受けた日・この処分があったことを知った日)の翌日から起算して(30日・6箇月)以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起に改める。することができます。

ただし、(審査請求・異議申立て)をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その(審査請求・異議申立て)に対する(裁決・決定)の送達を受けた日の翌日から起算して(30日・6箇月)以内に提起しなければならないこととされています。」

様式第7号第1葉及び第2葉中

「この処分に不服がある場合は、(この処分を受けた日・この処分があったことを知った日)の翌日から起算して(30日・60日)以内に(金沢市 消防署長・金沢市消防長)に対し、審査請求をすることができます。」

「この処分に不服がある場合は、(この処分を受けた日・この処分があったことを知った日)の翌日から起算して(30日・60日)以内に(消防署長・消防長)に対して審査請求をすることができます。」

また、処分の取消しの訴えは、(この処分を受けた日・この処分があったことを知った日)の翌日から起算して(30日・6箇月)以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起に改める。することができます。

ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して(30日・6箇月)以内に提起しなければならないこととされています。」

様式第11号中

「この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に金沢市消防長に対し、審査請求をすることができます。」

「この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に消防長に対して審査請求をすることができます。」

また、処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。に改める。

ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。」

様式第12号及び様式第13号中

「この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に金沢市長に対し、異議申立てをすることができます。」

「 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

に改める。

ただし、異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。」

様式第17号から様式第19号までの規定中

「 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に（金沢市消防長・金沢市長）に対し、（審査請求・異議申立て）をすることができます。」

を

「 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に（消防長・市長）に対して（審査請求・異議申立て）をすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

に改める。

ただし、（審査請求・異議申立て）をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その（審査請求・異議申立て）に対する（裁決・決定）の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。」

様式第21号中

「 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に（金沢市消防長・金沢市長）に対し、審査請求をすることができます。」

を

「 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に（消防長・市長）に対して審査請求をすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

に改める。

ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。」

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

公 営 企 業 管 理 規 程

金沢市企業局事務決裁規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成17年3月31日

金沢市公営企業管理者 山 本 文 男

金沢市公営企業管理規程第1号

金沢市企業局事務決裁規程の一部を改正する規程

金沢市企業局事務決裁規程（昭和39年公営企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「所管次長（所管次長を置かない部にあつては、所管課長）」を「所管課長」に改め、同条中第3項及び第4項を削り、第5項を第3項とする。

別表第1組織及び人事管理の表中 「(次長以下)」を「(課長以下)」に、「(次長・課長)」を

「(課長)」に、「(部長・次長・課長)」を「(部長・課長)」に改め、同表の備考第2項中「、次

長」を削り、同表契約イの表の備考第1項中「地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号又は第4号」を「地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第21条の14第1項第2号又は第6号」に改め、同備考に次の1項を加える。

3 金沢市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年条例第2号)に基づく長期継続契約に係る契約の方法等の決定については、企業総務課合議を要する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

金沢市企業局職員職名規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成17年3月31日

金沢市公営企業管理者 山 本 文 男

金沢市公営企業管理規程第2号

金沢市企業局職員職名規程の一部を改正する規程

金沢市企業局職員職名規程(昭和28年公営企業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「担当部長 次長 担当次長」を「担当部長」に改める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

金沢市企業局職員就業規則の一部を改正する規程をここに公布する。

平成17年3月31日

金沢市公営企業管理者 山 本 文 男

金沢市公営企業管理規程第3号

金沢市企業局職員就業規則の一部を改正する規程

金沢市企業局職員就業規則(昭和32年公営企業管理規程第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「、次長」を削る。

第32条中「生後1年3月」を「生後1年6月」に、「30分」を「45分」に改める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成17年3月31日

金沢市公営企業管理者 山 本 文 男

金沢市公営企業管理規程第4号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

企業職員の給与に関する規程(昭和52年公営企業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「部長 次長 担当次長」を「部長」に改める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成17年3月31日

金沢市公営企業管理者 山 本 文 男

金沢市公営企業管理規程第5号

企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程

企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程（昭和32年公営企業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

別表第18級の項から11級の項までを次のように改める。

8級	(1) 課長の職務 (2) 特に重要な業務を処理する課長補佐の職務 (3) 前2号に相当する職務
9級	(1) 部長の職務 (2) 特に重要な業務を所掌する課長の職務 (3) 前2号に相当する職務
10級	(1) 特に困難で重要な業務を所掌する部長の職務 (2) 前号に相当する職務
11級	(1) 副局長の職務 (2) 前号に相当する職務

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

金沢市企業局会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成17年3月31日

金沢市公営企業管理者 山 本 文 男

金沢市公営企業管理規程第6号

金沢市企業局会計規程の一部を改正する規程

金沢市企業局会計規程（昭和55年公営企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第86条第1項中「総務部長」及び「部長」を「総務局長」に改める。

別表第2中 「 たな卸資産減耗費
使用ガス費
補助材料費 」 を

「 たな卸資産減耗費
購入ガス費
使用ガス費
補助材料費 」 に改める。

別表第6中 「 事務受託収入
手数料 」 を

「 事務受託収入
消化ガス売却収入
手数料 」 に改める。

様式第25号中 「 地方自治法施行令 第 条
第 項 第 号 摘 要
金沢市契約規則 第 条 第 号 」 を

「 地方自治法施行令 第 条 第 項 第 号 摘 要
地方公営企業法施行令 第 条 第 項 第 号
金沢市契約規則 第 条 第 号 」 に改める。

附 則

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に存する改正前の様式第25号の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

金沢市液化石油ガス供給に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成17年3月31日

金沢市公営企業管理者 山 本 文 男

金沢市公営企業管理規程第7号

金沢市液化石油ガス供給に関する規程の一部を改正する規程

金沢市液化石油ガス供給に関する規程（昭和63年公営企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1大浦・東蚊爪供給地点群の項供給地点の欄中「272番地1」を「272番地1 283番地 286番地」に改め、同項供給地点数の欄中「390」を「392」に改める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

金沢市ガス工事人の承認等に関する規程及び金沢市指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成17年3月31日

金沢市公営企業管理者 山 本 文 男

金沢市公営企業管理規程第8号

金沢市ガス工事人の承認等に関する規程及び金沢市指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程
(金沢市ガス工事人の承認等に関する規程の一部改正)

第1条 金沢市ガス工事人の承認等に関する規程（昭和57年公営企業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第5条第3号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(金沢市指定給水装置工事事業者規程の一部改正)

第2条 金沢市指定給水装置工事事業者規程（平成9年公営企業管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第2号及び第6条第2項中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

金沢都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成17年3月31日

金沢市公営企業管理者 山 本 文 男

金沢市公営企業管理規程第9号

金沢都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程

金沢都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程（平成13年公営企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「公告のあった日から30日以内に」を「公営企業管理者（以下「管理者」という。）の定める日までに」、
「公営企業管理者（以下「管理者」という。）」を「管理者」に改める。

様式第2号を同様式（表）とし、同様式に次のように加える。

(裏)

この欄には、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記入すること。

様式第3号その1第1葉(裏)中「方法」の次に「取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間」を加え、同様式その2を同その2(表)とし、同その2に次のように加える。

(裏)

せつめい

この欄には、この負担金を徴収する根拠となった条例の規定の要旨、納付する場所、各納期における納付額を納期限までに納付しなかった場合において執られるべき措置、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記入すること。

様式第5号及び様式第6号の備考を次のように改める。

備考 この通知に記載された事項について不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に公営企業管理者に対して異議申立てをすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として(公営企業管理者が被告の代表者となります。)提起することができます。

ただし、異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。

「 この通知書に記載された事項について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に金沢市公営企業管理者に対して異議申立てをすることができます。

徴収の猶予の理由が消滅したときは、遅滞なくその旨を届けてください。

なお、徴収を猶予した額 円については、徴収の猶予の理由が消滅したときに納付していただくこととなります。

様式第9号中

「 この通知に記載された事項について不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に公営企業管理者に対して異議申立てをすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として(公営企業管理者が被告の代表者となります。)提起することができます。

ただし、異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。

徴収の猶予の理由が消滅したときは、遅滞なくその旨を届けてください。

なお、徴収を猶予した額 円については、徴収の猶予の理由が消滅したときに納付していただくこととなります。」

」

」

に改める。

様式第10号に備考として次のように加える。

備考 この通知に記載された事項について不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に公営企業管理者に対して異議申立てをすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として（公営企業管理者が被告の代表者となります。）提起することができます。

ただし、異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。

様式第12号を同様式（表）とし、同様式に次のように加える。

（裏）

<p>この欄には、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記入すること。</p>

様式第16号その1中

郵便はがき	を		に、
様		様	

<p>この欄には、納付額を納入しなかった場合において、執られるべき措置等を記入すること。</p> <p>納付書兼領収証書（督促）</p>	を	<p>納付書兼領収証書（督促）</p>	に改め、同その1を同その1（表）
--	---	---------------------	------------------

とし、同様式に次のように加える。

（裏）

<p>この欄には、納付額を納付しなかった場合において執られるべき措置、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記入すること。</p> <p>せ が は 郵 便 郵</p>	
--	--

様式第16号その2中「措置」の次に「、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間」を加える。

附 則

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に交付された改正前の金沢都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の規定による下水道事業受益者負担金決定通知書等は、改正後の金沢都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の規定にかかわらず、なお効力を有する。

公 営 企 業 訓 令 甲

金沢市公営企業訓令甲第1号

企 業 局

金沢市上寺津ダム操作規程（昭和50年公営企業訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

平成17年3月31日

金沢市公営企業管理者 山 本 文 男

別表第1中 「

金沢市長	土木部河川課	加入電話	
------	--------	------	--

」を

「

金沢市長	都市整備局土木部内水整備課	加入電話	
------	---------------	------	--

」に改める。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

平成17年(2004年)3月31日	印刷	発行人	金 沢 市
平成17年(2004年)3月31日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
		印刷者	前 川 稔
		印刷所	(株) 共 栄
	定価 100円		